

台湾日本関係協会と公益財団法人日本台湾交流協会との間の台北日本人学校が借用する台湾銀行及び財政部国有財産署が管理する土地の借用料の
計算、徴収に関する備忘録

台湾日本関係協会と公益財団法人日本台湾交流協会は、1972年12月26日に署名した「亜東関係協会と財団法人交流協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」三（2）、（13）、（14）の規定及び台北日本人学校が借用する台湾銀行及び財政部国有財産署が管理する土地の借用契約に関する当事者からの要請に基づき、以下の事項を確認した。

- 1・台北日本人学校が借用する台湾銀行及び財政部国有財産署が管理する土地の借用料率に関し、台湾日本関係協会は、公告価格の千分の四を徴収するよう土地管理機関と調整することに同意する。
- 2・本備忘録によって確認される台北日本人学校が借用する台湾銀行及び財政部国有財産署が管理する土地の借用料率の計算、徴収は、2023年1月1日に開始され、その期間は5年間

(2027年12月31日まで)とし、双方は当該期間を延長するため、期間満了前に改めて署名しなければならない。

3・本備忘録に不備事項または本備忘録によって確認する借用契約期間中に何らかの問題が生じた場合、あるいは当該契約を終了する場合、双方は友好的に協議して解決に努めなければならない。

4・このため、双方の代表は2022年11月25日台北にて、本備忘録に署名し、誠実に遵守する。本備忘録は中国語、日本語で各2部作成し、どちらも同様の価値を有する。

台湾日本関係協会

秘書長

公益財団法人日本台湾交流協会

台北事務所

副代表

周孝佑

横地晃
